

# 地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について

平成19年2月23日

地方公共団体の入札契約適正化連絡会議

# 目 次

はじめに

## 地方公共団体における入札契約適正化・支援方策

1. 一般競争入札の導入・拡大について
  - (1) 一般競争入札の対象の拡大について
  - (2) 一般競争入札の参加資格等について
  - (3) 一般競争入札の落札者の決定について
  - (4) 低価格入札について
  - (5) 技術職員の技術能力の向上について
  - (6) 電子入札について
  - (7) 不良不適格業者の排除について
2. 指名競争入札の縮小について
3. 総合評価方式の導入・拡充について
4. 談合等不正行為を行った者に対するペナルティ強化について
5. 入札契約関係情報の公表の推進等について
6. 体制が脆弱な地方公共団体に対する支援方策について
7. その他の事項について
  - (1) 組織体制について
  - (2) いわゆる口利き行為への対応について
  - (3) 共同企業体（JV）について
  - (4) その他

むすび

- 【参考資料 1】 地方公共団体の入札契約適正化連絡会議の開催について
- 【参考資料 2】 地方公共団体の入札契約適正化連絡会議の開催状況
- 【参考資料 3】 国及び都道府県における支援方策の概要

## はじめに

地方公共団体における公共工事の入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成18年5月23日一部改正。）にしたがって、従来より各地方公共団体において取り組んできたところである。

しかしながら、昨今、公共工事をめぐる入札談合事件が相次いで発生している状況に鑑み、談合等の不正行為の排除の徹底等を図るため、政府の取組である「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）を踏まえ、入札契約の改善に取り組むことが求められているところである。

全国知事会においては「都道府県の公共調達の改革に関する指針(緊急報告)」（平成18年12月18日）を取りまとめたところであり、自主的な取組が一層進むことが期待されている。

また、最近、国、地方公共団体等の職員が談合に関与している、いわゆる官製談合事件が続発していることから、官製談合の防止の徹底を図るため、平成18年12月、職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成19年3月14日から施行されることとなり、職員の服務規律確保の徹底を図ることが必要である。

このような状況を踏まえ、地方公共団体の入札契約の一層の適正化を促進する観点から、地方公共団体における取組を支援する方策について、協議、意見交換するため、「地方公共団体の入札契約適正化連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催したところである。

連絡会議では、平成19年1月15日の第1回会議以降、2月19日までに5回の会議を開催し、構成委員の所属団体における入札契約適正化の取組状況や各委員の提言を下に、入札契約制度面及び運用面の適正化・支援方策について、協議、意見交換を行った。

この「取りまとめ」は、連絡会議における喫緊に取り組むべき方策についての議論の結果を取りまとめたものである。

## 地方公共団体における入札契約適正化・支援方策

### 1. 一般競争入札の導入・拡大について

公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、①手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ない、②手続の透明性が高く第三者の監視が容易である、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高い、入札制度を導入していく必要がある。

また、地方自治法令上一般競争入札が原則とされていることから、次の取組を行いつつ、できる限り速やかに一般競争入札の導入・拡大を図るものとする。

#### (1) 一般競争入札の対象の拡大について

- すべての地方公共団体において、一般競争入札を導入するものとする。
- 都道府県及び指定都市においては、一定金額（1千万円）以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとし、その実施に向けて、早急に取り組むものとする。
- 直ちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、原則として一般競争入札によるべきものであり、当面1年以内に取組方針を定め、他の地方公共団体との連携による電子入札の導入や、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入など、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施するものとする。

#### (2) 一般競争入札の参加資格等について

- 地域要件の設定に当たっては、当該地方公共団体における潜在的な競争参加者数の状況を踏まえつつ、競争性が十分に確保されるよう適切に設定するものとする。
- 入札参加資格における格付けの等級区分の対象拡大などにより、競争参加者の十分な確保に努めるものとする。
- 小規模市町村等においては、近隣市町村とも連携・協調し、競争性を確保するため、十分な入札参加者が確保されるような地域要件の設定に努めるものとする。
- 競争参加資格を定めるに当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」を参考として、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大について配慮するものとする。
- 一般競争入札参加資格審査の事務量の増加に対応するため、電子入札システムによる「事前自動審査方式」や、入札後に落札候補者の資格審査を行う「事後審査方式」を活用することなどにより、事務処理の効率化を図ることが適当である。
- 競争に参加しようとする者の負担軽減及び行政事務の簡素化・効率化を図るため、当面、都道府県単位での競争参加者の資格審査などの入札契約手続の統一化を実現するべく、都道府県において検討を進めることとする。

### (3) 一般競争入札の落札者の決定について

- 最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が懸念されることから、これらの弊害が生じることのないよう取り扱う必要がある。
- 最低制限価格の設定に当たっては、応札結果を反映して最低制限価格が変動するような方法など、同価入札の減少につながる方法により、適切に設定するものとする。

### (4) 低価格入札について

- 低入札価格調査制度の運用に当たっては、適正な施工への懸念がある企業を適切に排除する観点から、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な判断基準（例えば、直接工事費の一定割合に相当する価格等）の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図るものとする。
- ダンピング対策に資する①低入札価格調査による失格判断基準の設定、②履行保証割合の引上げ、前払金の減額、配置予定技術者の増員等の導入に向けて、国土交通省と連携し、その周知徹底を図ることとする。

### (5) 技術職員の技術能力の向上について

- 設計業務の民間委託の推進等により、技術職員が実際の設計業務に携わる機会が減少し、設計積算能力などの技術能力の向上が課題となっている。このため、各種検査や施工監理などを通じて公共工事の品質確保に資する観点からも、実際の設計業務・現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、マニュアル等の作成、専門研修の実施など技術職員の技術能力の研さん、向上に取り組むものとする。

### (6) 電子入札について

- 電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されるものである。また、入札及び契約のICT化により、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、入札公告、入札説明書等の情報を入手できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。
- 一方で、電子入札は、業務効率化に資するものの談合防止には万能ではないとの指摘もある。電子入札は入札の手段であり、その導入によっても業者同士が横の連絡を取り合うことまでを排除できないのは事実であることから、郵便入札における郵便局留めのように、発注者も開札するまで入札書の内容をのぞき見ることができないようなセキュリティの高いシステムを電子入札にも組み込むなど、一層の工夫を凝らすこととする。
- 入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費については、普通交付税により財政措置しているところであり、未導入団体にあっては、できる限り速やかに導入するものとする。なお、小規模市町村においては、他の地方公共団体との共同運用などにより、速やかに導入するものとする。

- なお、電子入札システム導入までの間においても、郵便入札の活用を図るなど、不正行為の防止に資する措置を講ずるものとする。
- 競争入札参加者の利便に供する観点から、当面、都道府県単位で、当該都道府県管内の市町村を含む発注に関する情報等を1か所（シングル・アクセスポイント）で提供する電子掲示板の整備について、検討を進めることとする。

### （7）不良不適格業者の排除について

- 適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備するため、入札ボンドの導入を進める。
- 建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図るものとする。
- 建設業からの暴力団排除を図るため、暴力団員等による不当介入に対する警察及び発注者への通報報告の徹底等の取組を一層推進することとする。
- 一括下請負やペーパーカンパニーの参入の排除の観点から、配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する要件の見直しについて、国土交通省に検討を要請することとする。

## 2. 指名競争入札の縮小について

指名競争入札については、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名競争入札によることができる場合を限定的な取扱いとすることにより縮小するものとする。

## 3. 総合評価方式の導入・拡充について

公共工事の品質確保の促進に関する法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされている。価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められていることから、その導入・拡充に向けて、次の取組を行うものとする。

- 地方公共団体の長は、①総合評価競争入札を行おうとするとき、②総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき、③落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされているが、客観性を確保しつつ、学識経験者の意見聴取手続を簡素化することなどについて検討する。
- 価格と品質で総合的に優れた調達を実現する観点から、体制が脆弱な地方公共団体であっても導入が容易な、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した簡易型総合評価方式の導入・拡大に努めるとともに、失格基準と併せて運用することにより、くじによる落札者決定をできる限り回避するものとする。
- 体制が脆弱な地方公共団体向けの「総合評価実施マニュアル」の作成を国土交通省

に要請するとともに、市町村においては当該マニュアルの積極的な活用を図り、総合評価方式の導入・拡大に努めるものとする。

- 小規模市町村等学識経験者を確保できない団体においては、県単位などで共通委員による複数地方公共団体合同での意見聴取を行うことができるよう、都道府県が協力・支援を行うことが適当である。

#### 4. 談合等不正行為を行った者に対するペナルティ強化について

談合等不正行為の再発防止を徹底する観点から、次の取組を行うものとする。

- 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する一般競争入札に参加させないことができる期間の上限「2年間」を「3年間」に引き延ばすことを検討する。
- 談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その賠償請求に努めるものとする。
- 談合情報については、警察及び公正取引委員会への通報を積極的に行うものとする。

#### 5. 入札契約関係情報の公表の推進等について

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるためには、住民、議会等の監視を受けることが有効であることから、次の取組を行うものとする。

- 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」で公表が義務付けられている指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準等の情報について、未だ措置されていない市町村においては、できる限り速やかに措置を講じるものとする。
- 入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に行うものとする。
- 入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない市町村においては、早急に設置するものとする。なお、各地方公共団体の規模、第三者機関の運営コスト等の実情も踏まえ、国土交通省で検討されている「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を活用しつつ、複数の地方公共団体による第三者機関の共同設置や監査委員など既存組織の活用等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に積極的に取り組むものとする。

#### 6. 体制が脆弱な地方公共団体に対する支援方策について

公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、業務執行体制等の整備が必要であるが、特に、小規模な市町村においては、関係業務を適切に実施できるよう支援する体制を整備することが必要であることから、次の取組を行うものとする。

- 公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要であるが、特に、小規模な市町村においては、技術者が不足しているなどの状況にあることから、市町村における専門技術者の養成に資するため、工事検査担

当職員に対する研修の充実・強化を図るものとする。

- 公共工事の発注者、とりわけ市町村に対する技術的支援や、市町村における総合評価方式の導入促進及び工事の検査監督体制の強化を図る観点から、今後大量退職が見込まれる都道府県職員等の団塊世代の技術職員の専門知識と経験を利活用するため、例えば人材バンクを都道府県等に設けるなど、検査監督体制をはじめ技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討する。
- 他の地方公共団体への入札・契約事務、検査事務の委託等について、検討する。
- 国、都道府県においては、総合評価方式の実施、近隣市町村間における地域要件設定に当たっての連携・協調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置等において、市町村の取組が円滑に進むよう協力・支援を積極的に行うものとする。
- 更に、体制が脆弱な地方公共団体においては、その体制・能力を補完し、事務負担等の軽減のため、工事の態様に応じて設計・施工一括方式やCM方式の活用を進めるとともに、モデル事業の実施等を通じて、設計・施工一括方式やCM方式の普及・拡大に向けた検討を国土交通省に要請することとする。

## 7. その他の事項について

### (1) 組織体制について

- 入札関係事務を事業担当部局から切り離し、独立性の確保された専担組織において一括して行うことも不正行為等防止の効果的な対策の一つであり、電子入札の導入により入札契約関係事務の合理化が図られることも踏まえ、入札契約事務の適正な処理が確保される組織体制の整備を進めることとする。

### (2) いわゆる口利き行為への対応について

- OBや一定の公職にある者等からの働きかけや要望等のいわゆる口利き行為に対しては、当該要望等の内容を記録した文書を作成するとともに、当該文書を公開するなどの対応が、不正行為の防止に有効であると考えられるので、このような取組を推進することとする。

### (3) 共同企業体（JV）について

- 共同企業体については、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題があることから、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。
- 共同企業体の適切な活用を含め、地域振興策との調和について、国土交通省に検討を要請することとする。

### (4) その他

- 下請業者の経営安定化を図るため、下請代金保証制度や下請ボンドを制度化することについて、国土交通省に検討を要請することとする。

## むすび

各地方公共団体においては、これまでも国の要請等も踏まえ、公共工事の入札及び契約の適正化に取り組んできており、一定の改善がみられるところではあるが、談合等の不正行為の根絶に向けて、取組を更に推進していくことが求められている。

今回、地方公共団体の入札及び契約の一層の適正化を促進する観点から、地方公共団体における取組を支援する方策等について取りまとめたところである。

総務省においては、この「取りまとめ」を踏まえ、地方公共団体における公共工事の入札及び契約の一層の適正化に資するよう必要な制度面での手当等について検討を進めるとともに、関係省庁への要請など、必要な協力・支援を行っていくこととしている。

なお、簡素で効率的な行政を実現する観点から、「民間にできることは民間に」という構造改革が進められ、今後、公共調達が質的にも量的にも多様化することに鑑み、単年度の契約のみならず、長期継続契約や債務負担行為の活用による複数年契約の適切な実施方法、社会的要請がある事項（障害者雇用や男女共同参画、子育て支援の推進等）について政策目的実現を図るために入札契約手続において考慮できる事項等、検討すべき課題も残されている。

各地方公共団体においても、この「取りまとめ」も参考に、談合等の不正行為が根絶されるよう、引き続き、公共工事の入札及び契約の一層の適正化に積極的に取り組まれることを期待したい。

また、各都道府県においては、自らの取組に加え、管内市町村における取組に対する積極的な協力・支援をお願いしたい。

## 【参考資料 1】

### 地方公共団体の入札契約適正化連絡会議の開催について

#### 1 趣旨

地方公共団体の入札契約の一層の適正化を促進する観点から、地方公共団体における取組を支援する方策について協議、意見交換するため、連絡会議を開催する。

#### 2 構成

連絡会議のメンバーは、次のとおりとする。

各地方公共団体における契約担当部長又は課長

埼玉県総務部参事兼入札企画室長	成 田 武 志
大阪府契約局次長	上久保 幸 雄
川崎市財政局管財部契約課長	渡 辺 元 久
名古屋市財政局契約部主幹	都 築 浩 和
横須賀市財政部契約課長	田 神 明
松阪市総務部契約監理課長	磯 田 康 一
埼玉県伊奈町総務課長	菊 池 久美雄
山梨県増穂町総務課 参事・課長	秋 山 茂 樹
国土交通省総合政策局建設業課長	吉 田 光 市
総務省自治行政局行政課長	坂 本 森 男

#### 3 協議・意見交換事項

- (1) 入札契約制度面（政省令事項）の適正化・支援方策
- (2) 運用面の適正化・支援方策

#### 4 連絡会議の庶務は、総務省自治行政局行政課が行う。

#### 5 スケジュール

平成19年	1月15日（月）	第1回	連絡会議（知事会緊急報告）
	24日（水）	第2回	連絡会議（各委員からの提言）
	2月 2日（金）	第3回	連絡会議（支援方策検討）
	9日（金）	第4回	連絡会議（支援方策検討）
	19日（月）	第5回	連絡会議（取りまとめ）

## 【参考資料 2】

### 地方公共団体の入札契約適正化連絡会議の開催状況

#### 《第 1 回会議》

平成19年 1月15日(月)13:30～16:00 於：総務省国地方係争処理委員会室

#### 議題

- (1) 全国知事会「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」について
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査の結果等について
- (3) 地方公共団体の入札契約適正化支援方策に係る主な論点について

#### 《第 2 回会議》

平成19年 1月24日(水)13:30～16:30 於：総務省国地方係争処理委員会室

#### 議題

- (1) 各団体における入札契約適正化の取組状況について
- (2) 地方公共団体の入札契約適正化支援方策に係る提言について

#### 《第 3 回会議》

平成19年 2月 2日(金)13:30～16:15 於：総務省国地方係争処理委員会室

#### 議題

- 地方公共団体の入札契約適正化支援方策について

#### 《第 4 回会議》

平成19年 2月 9日(金)13:30～15:45 於：総務省国地方係争処理委員会室

#### 議題

- 地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について

#### 《第 5 回会議》

平成19年 2月19日(月)15:00～17:30 於：総務省国地方係争処理委員会室

#### 議題

- 地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について

## 【参考資料3】

### 国及び都道府県における支援方策の概要

#### 1. 国における取組について

##### (1) 総務省における取組

次に掲げる事項について検討等を進めるとともに、(2)～(3)に掲げる事項について、関係機関に対して検討等を要請するものとする。

##### ① 一般競争入札の対象の拡大について

すべての地方公共団体において、一般競争入札を導入するものとし、次のとおり要請することとする。

ア 都道府県及び指定都市においては、一定金額（1千万円）以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとし、その実施に向けて、早急に取り組むものとする。

イ 直ちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、原則として一般競争入札によるべきものであり、当面1年以内に取り組方針を定め、近隣市町村との連携による電子入札の導入や、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入など、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施するものとする。

##### ② 総合評価方式の導入・拡充について

地方自治法施行令第167条の10の2第4項に規定する学識経験者の意見聴取手続について、客観性を確保しつつ、簡素化することについて検討する。

##### ③ 談合等不正行為を行った者に対するペナルティ強化について

地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する一般競争入札に参加させないことができる期間の上限「2年間」を「3年間」に引き延ばすことについて検討する。

##### ④ 体制が脆弱な地方公共団体に対する支援方策について

小規模な市町村においては、技術者が不足しているなどの状況にあることから、市町村における専門技術者の養成に資するため、担当職員に対する研修の充実を検討する。

また、都道府県の支援・協力が必要であることから、2に掲げる事項について、都道府県に要請する。

##### (2) 国土交通省に要請する事項

##### ① 体制が脆弱な地方公共団体に対する支援方策について

ア 体制が脆弱な地方公共団体向けの「総合評価実施マニュアル」及び「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」の作成。

イ モデル事業の実施等を通じて、設計・施工一括方式やCM方式の普及・拡大に向けた検討。

## ② 不良不適格業者の排除について

一括下請負やペーパーカンパニーの参入の排除の観点から、配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する要件の見直しの検討。

## ③ その他の事項について

ア 共同企業体の適切な活用を含め、地域振興策との調和についての検討。

イ 下請業者の経営安定化を図るため、下請代金保証制度や下請ボンドを制度化することについての検討。

## (3) 地方公共団体に要請する事項

連絡会議の「取りまとめ」の中で、入札契約の適正化に資する観点から、地方公共団体において取り組むことが適当である事項等について、地方公共団体に要請。

## 2. 市町村の取組を支援等するための都道府県における取組

- (1) 総合評価方式の実施、近隣市町村間における地域要件設定に当たっての連携・協調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置等において、市町村の取組が円滑に進むよう協力・支援を積極的に行うものとする。
- (2) 競争に参加しようとする者の負担軽減及び行政事務の簡素化・効率化を図るため、当面、都道府県単位での競争参加者の資格審査などの入札契約手続の統一化を実現すべく、都道府県において検討を進めることとする。
- (3) 競争入札参加者の利便に供する観点から、当面、都道府県単位で、当該都道府県管内の市町村を含む発注に関する情報等を1か所（シングル・アクセスポイント）で提供する電子掲示板の整備について、検討を進めることとする。
- (4) 建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図るものとする。
- (5) 総合評価方式の導入に当たり、小規模市町村等学識経験者を確保できない団体においては、県単位などで共通委員による複数地方公共団体合同での意見聴取を行うことができるよう、都道府県が協力・支援を行うことが適当である。
- (6) 市町村に対する技術的支援や、市町村における総合評価方式の導入促進及び工事の検査監督体制の強化を図る観点から、今後大量退職が見込まれる都道府県職員等の団塊世代の技術職員の専門知識と経験を利活用するため、例えば人材バンクを都道府県等に設けるなど、検査監督体制をはじめ技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討する。